

警 告 書	
(氏名)	(現官職)
(内容)	
1 あなたには、次のとおり、勤務実績の不良又は適格性の欠如と評価することができる事実が認められますので、その改善を求めます。	
2 今後、これらの状態が改善されない場合は、アが行われる可能性があります。	
(勤務実績の不良又は適格性の欠如と評価することができる具体的事実)	
年 月 日	
各 庁 の 長	

(記入要領)

「ア」の記号をもって表示する事項は、次のとおりとする。

(1) 降格の場合

国家公務員法第75条第2項及び人事院規則11-10第4条第1号イ又はハに基づいて降格

(2) 降号の場合

国家公務員法第75条第2項及び人事院規則11-10第5条に基づいて降号